

平成26年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第3回第二分科会
開催日時	平成26年7月24日(木) 午前9時30分から11時30分
開催場所	区役所5階 庁議室
出席者	【委員7人】 分科会長、B委員、D委員、E委員、C委員、 F委員、A委員 【区側7人】 高齢者支援課(高齢者支援課、高齢者支援課職員2人) 事務局(経営改革担当課長、事務局職員3人)

会議概要

1 開会

(分科会長より傍聴人の確認、資料の確認を行った)

2 事務事業の概要及びヒアリング

高齢者虐待防止事業

(高齢者支援課より事業の概要について説明した後、質疑応答)

(1) 基本情報・実績情報について

A委員 シェルター施設とはどういうものか?

高齢者支援課 虐待を受けた高齢者を世帯から分離して保護する施設のこと
で、小規模な老人ホームのような介護施設である。

B委員 区内で高齢者を介護している世帯は何世帯いるのか?また、行政
評価委員会では、このしくみを変えることが評価基準となるのか。
それともコストを評価するのか。

分科会長 コストも重要ではあるが、方法論も含めて評価する。

高齢者支援課 コストとしては、確かにたくさんかかっている。しかし、福
祉という観点からコストよりも優先すべきことはあると考えてい
る。

分科会長 以前の行政評価委員会では、主にコストについて評価をしていた。
現在は、コストも含めてこの事業の方向性を評価していくもので
ある。

A委員 区内の高齢者の人数や施設等に入っている人数等、全体像が見た

い。また、家庭のみならず、施設等も含めた介護事業全体の虐待について知りたい。さらに、相談の中身はどういったものがあるのか。

高齢者支援課 多くは認知症の方がターゲットになっている。そこにそもそもあった親子関係等で発生することになる。そういった意味では認知症高齢者の数は、一つの目安になる。

分科会長 今でなくても構わないので、次回以降に、データを用意できるかご確認願いたい。

高齢者支援課 施設における虐待は、この事業の数字には入っていない。高齢者支援課に相談があるものは、年に1、2件で、施設への苦情として対応するものである。

事務局 詳しい資料は、後程用意するとして、今、把握している数値をお知らせすると、区内で65歳以上の高齢者は、10万人以上である。

A委員 虐待がどこで起きているのか、どのような内容のものが起きているのかが知りたい。

高齢者支援課 虐待してしまう人は、続柄でいうと息子さんが多く、傾向としては、そもそも引きこもり等の精神疾患のある場合が多い。要因としては、虐待者自身の障害であったり、疾病、また、介護疲れ・ストレスが多い。単一の要因よりは、経済的問題や家族関係など複数の要因が絡まっている。

B委員 区がそこまで立ち入るものなのか疑問である。

高齢者支援課 福祉の捉え方にも触れてしまう。個人にどこまで介入するのか。虐待については、法律で市区町村が把握するものとなっている。

B委員 どこまで区でやるのか。委託等でもよいのではないか。

高齢者支援課 判断するのは、区である。ただし、一時受付については、委託先である高齢者総合相談センター13か所で受け付け、それを区で判断して対応するものである。

B委員 判断の際は、現場に行くのか？

高齢者支援課 区の職員が現場に行くこともある。発見して終わるわけではなく、そこから始まるもの。その後の対応は、もちろん民間施設の活用も視野に入れている。

C委員 虐待数や相談件数は延べ件数であると思うが、同じ人が繰り返すことが多いのではないか。また、終結しても再発することもあるのではないか。

高齢者支援課 1つの事例に対して、複数の通報があることもある。分離という終結を図った場合については、虐待は起こらないが、在宅で支援

を入れて解決することを原則としている。その場合、状態が悪化して再発してしまうということもある。

C委員 虐待してしまう人が同じ人であるならば、再発を防ぐことが効果的なのではないか。

高齢者支援課 虐待と判断するときに、再発の可能性も視野に入れて分離という対応を図っている。初期の段階で再発の可能性を見極めて分離するか在宅で支援を入れるか対応している。

B委員 終結というのは、分離することではないのか。

高齢者支援課 分離しないで、自宅で生活していただく人には介護サービスなどを入れて安定した段階で終結としている。分離するのは、最終手段である。家族の関係を行政が断ち切ることはあってはならないこと。経済的な搾取については、成年後見制度などを利用して解決することもある。

B委員 どのような状況になれば終結したというのか。

高齢者支援課 平成 25 年度では、分離したのは 31 人(53.4%)、分離を行わなかったのは 22 人(37.9%)であり、そのうちの9割である20人は介護保険サービスのケアプランの見直しによる対応である。

D委員 虐待高齢者の個人情報の扱いはどうなっているのか。また、虐待した人の刑事的責任についてはどうなのか。

高齢者支援課 国の法律では、虐待に関する通報は、個人情報クリアしている。被害届があれば、刑事責任は問われるが、多くの場合、被害者は届け出ができる状況ではない。

E委員 介護している人も大変であるから介護者へのケアが大切である。

F委員 特に認知症の人の介護は大変なので、支援が重要。話を聞く前は、相談できる施設が多い方がよいと思っていたが、虐待者の精神疾患が多いと聞いたので、訴えを待っているだけでは足りないと思う。実現可能性は低いですが、介護している世帯全員に訪問すべきかとも思う。

D委員 高齢者総合相談センターに毎週行くが、家族の会など介護している人を集めて会合などをたくさんやっている。介護者へのケアはかなりやっていると思う。

F委員 積極的に地域に出られる介護者はよいが、最近は男性で一人っ子など、引きこもりになって介護している人も多い。そのような人を訪問していくしくみも必要なのではないか。

A委員 相談件数に対して虐待と判断した件数が3%程度とかなり少ない。これは、相談できる体制が充実しているからであると考え。ただ、

終結件数の割合をもっと高めなければならないのではないか。

高齢者支援課 終結件数は、毎年、国に報告する件数で、年度内で区切った場合の数値である。終結していない件数についても放置しているわけではなく、引き続き対応中のものである。虐待のケースは、日々状況が変わるものが多い。

F委員 相談件数などが24年度のみ低いのは、統計の取り方が変わったなど何か特別の要因があるのか。

高齢者支援課 年によって差はあるものである。虐待と判断するかどうかの取り方として、悪意があるかないかに関わらず、事実に着目して判断している。虐待している人にこれは虐待だと突きつけることが目的ではなく、事実に基づいて対応している。

D委員 では、この数値は、その年度内に発生したものということか。

高齢者支援課 その通りである。

B委員 高齢者支援課の職員は何人いるのか。

高齢者支援課 課としては25人であり、本事業を担当している高齢者相談係は5人である。

(2) コスト内訳について

D委員 福祉は、専門的な分野であるのに、職員は3年程で変わってしまう。職員のスキルアップを図ってもいなくなってしまう。専門的な人が長く担当することは役所としてできないのか。

B委員 だから、区でやる必要があるのか。長く相談できる人がいなければならぬ。また、虐待が発生した段階で、もう分離すべきである。

高齢者支援課 高度な専門家については民間で確保している。委託先である高齢者総合相談センターには保健師や看護師、社会福祉士などの専門職がいる。区の役割としては、最終的なコーディネーターである。

B委員 昔は、警察官が各家庭を訪問していた。今は難しいと思うが、町会等と連携して、訪問などは考えられないのか。

高齢者支援課 地域に13か所ある高齢者総合相談センターで受け付け、それを高齢者支援課で汲み取っている。

F委員 コストの増減で、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を3回から2回へと減らしているが、運営に支障はないのか。

高齢者支援課 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会では、その年の方針について話し合うものと、その年の終わりに振り返りをする会の2回としている。その他、地域ケア会議など様々な会議は適宜行っている。

B委員 シェルター移送費とは？

高齢者支援課 シェルターに移動するためにかかる費用である。身体の介護が必要な人の場合、寝台車など特殊な車で移動するためである。

B委員 シェルターは区内にはないのか。

高齢者支援課 虐待されている人を保護する施設のため、詳細は公表していないが、民間の有料の介護施設である。

C委員 人件費が1.35人となっているが、これだけの事業が本当にできているのか。もっと人件費がかかっているのではないか。課の職員が25人とのことだが、そのうちの1.35人とは少なすぎるのではないか。

事務局 本事業に携わっている人は、民間委託先等もっとたくさんいるが、区の職員が業務量として関わっているのは、これだけであるということである。

高齢者支援課 人数としては、高齢者相談係には5人いる。高齢者に関する相談への対応は、係5人全員が対応できる状況である。

(3) その他

A委員 介護事業との重複点については、どのように評価すればよいのか。介護事業としてやっていった方がよいのではないかとも思うし、介護事業とは分けてきめ細かくやっていくことも必要なかとも思う。

高齢者支援課 虐待はどの家庭でも発生するものという原点でやっていると、予防という観点では、介護事業の充実というものがある。一方、虐待特有のものとしては、チームアプローチや虐待が起きた後の対応がある。

事務局 事業の内容としては、介護保険と重複しているが、どちらを使うかと言われれば、介護保険が優先する。しかし、介護度によって、利用できるサービスの限度があるため、介護保険で対応しきれない受け皿として、この事業がある。

分科会長 高齢者以外の虐待というのもあるのか。

高齢者支援課 障害者や児童など、別の事務事業にもある。

B委員 人間として「いじめ」として捉えれば、総体的にまとめることができるのではないか。

A委員 国や都の補助金もそれぞれ違うのであろう。

事務局 子どもの虐待であれば、保育園や学校、児童相談所など、障害者であれば、障害者施設、高齢者であれば介護施設など、それぞれ連携先が様々であり、それらをまとめると大きくなってしまう。

D委員 3年に一度、高齢者実態調査をしているが、それはひとりぐらし高齢者だけである。どこまで調べるべきかと思うが、民生委員はひと

りぐらしの高齢者にしか訪問していない。

事務局 補足として、高齢者の実態調査は、昨年から75歳訪問を実施しているところである。

B委員 方法の改革を提案することによって、人件費を下げることを評価してほしいのか、膨大になっていく業務をどこで歯止めをかけるのかを評価してほしいのか、どう評価していけばよいのか。

D委員 所管課としては、この事業にお金をかけていきたいのか。事業を拡げていきたいと考えているのか。高齢者総合相談センターは現在、13か所あるが、区内には、地区は19地区ある。今ない地区に高齢者総合相談センターを設置すれば、相談件数は増えるのではないのか。

高齢者支援課 高齢者総合相談センターを増やせば、裾野は広がるが、その分、介護保険料に跳ね上がってしまう。単純に数を増やせばよいというものではない。必要な部分は拡大を図るにしても優先順位の低いものについては淘汰しながら費用を抑えることも必要かと考える。

A委員 虐待について説明を聞けばわかるが、一般的に見れば、高齢者の問題として、高齢者総合相談センターに何でも相談できるという体制は大切である。介護保険にはない部分のところをフォローしていると理解した。相談できる窓口としくみをストレートに1本にするとよいと思う。

B委員 高齢者虐待に限らず、いじめられた人がいじめなのだと区に連絡する「いじめ課」というような窓口があるとよいのではないのか。

高齢者支援課 各分野で専門性がある。間口を広げていくことは大切ではあるが、「いじめ」は「いじめ」で教育の視点などアプローチが異なる。もちろん高齢者であっても障害であったり、横の連携はとっている。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会